

暮らしの視点(29)

## 少孫化時代の子・孫への支援

～子世帯の自立を見据えた支援の重要性～

ライフデザイン研究部 主任研究員 北村 安樹子

### 1. 祖父母から子・孫への主な支援

祖父母による子や孫への支援には様々なものがあり、次のように整理できる（図表1）。

1つ目は「金銭」で、ふだんのおこづかいやライフイベント時のお祝い、日常生活費や仕送り、教育・住宅・結婚資金の贈与などが該当する。2つ目は「物資・情報」で、これには生活用品、家や家具、自動車など金銭以外の物資・環境や、祖父母がもつ知識・情報、スキルや人間関係の提供などが含まれる。3つ目は「ケア・手助け」で、若い孫やその兄弟姉妹の世話・見守りや体調不良時の手助けなどが該当する。4つ目は「精神面」であり、子や孫の相談相手になることなどがあてはまるだろう。

このような支援を子や孫に行ったり、祖父母から受けた経験をもつ人は多いのではないだろうか。

図表1 祖父母から子・孫への主な支援

種類	内容(例)
金銭	おこづかい、お祝い、仕送りなど
物資・情報	生活用品、場所・環境、知識・経験などの提供・紹介
ケア・手助け	孫の世話・見守り、子や孫の体調不良時の家事支援など
精神面	相談相手、良き理解者など

資料:筆者作成

### 2. 子世帯家計への支援

金銭や物資に関しては、日常生活費や仕送りのように継続的に行われるものと、おこづかいやお祝いのように、交流時や季節行事、ライフイベントに合わせてその都度行われるものがある。これらのうち、主に仕送りのような継続的なものが子世帯家計への支援にあたるが、おこづかいやライフイベントで贈るお祝いも、時に子世帯家計への支援を目的に行われることがある。

また、祖父母が食品や生活用品を提供すること、祖父母の持ち物や自宅を利用させることも、子世帯家計への支援にあたる。

金銭や物資の支援は多様な形で行われるため、どのような支援がどの程度行われているか、その実態をつかむことは難しい。ただ、子世帯家計への支援と位置付けるにはやや違和感があるが、孫へのおこづかいやプレゼントに関しては、少子化・少孫化の影響もあって、ふだんから交流がある場合を中心に、頻回に行われているようだ。

一方、そのような日常的な支援に比べると少ないが、教育費など用途を限定した資金援助に対する非課税措置を利用して、一括してまとまった額の金銭贈与が行われるケースもある。このうち下記の信託契約を利用したものに関しては、利用状況のデータが公表されており、制度開始以来、累計ベースの設定額は拡大している（図表2）。

図表2 教育資金、および結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の概要と信託契約の受託状況の推移

制度名	教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置		結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置	
概要	祖父母等が子・孫名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出する場合に、子・孫ごとに一定額を非課税とする		祖父母等が子・孫等名義の金融機関の口座等に、結婚・子育て資金を一括して拠出する場合に、子・孫ごとに一定額を非課税とする	
制度開始	2013年4月		2015年4月	
適用期限	2026年3月末		2025年3月末	
対象となる費用	学校教育費(入学金・授業料など) 学校等以外の教育費(塾や習い事の月謝)		結婚関係の費用(挙式等に要する費用、賃貸住宅に関する費用及び引越し費用) 妊娠・出産・育児関係の一定の使途	
上限額	1,500万円 (学校等以外の教育資金は500万円が限度)		1,000万円 (結婚関係の費用は300万円が限度)	
贈与する者	贈与を受ける者の祖父母・父母等の直系尊属		贈与を受ける者の祖父母・父母等の直系尊属	
贈与を受ける者	30歳未満の個人 (前年の合計所得金額1,000万円以下)		18歳以上50歳未満の個人 (前年の合計所得金額1,000万円以下)	
対応する信託契約	教育資金贈与信託		結婚・子育て支援信託	
受託状況(*2)	信託財産設定額(累計) 億円	契約数(累計) 件	信託財産設定額(累計) 億円	契約数(累計) 件
2017年3月	12,399	181,786	141	5,650
2018年3月	13,866	199,321	164	6,170
2019年3月	15,874	220,598	193	6,747
2020年3月	16,701	230,011	203	6,959
2021年3月	17,983	243,128	217	7,210
2022年3月	18,814	252,090	224	7,363
2022年9月	19,155	255,450	228	7,443

\*1: 各種資料(注2)より作成

\*2: 一般社団法人信託協会「信託の受託概況(2022年12月22日版)」より転載

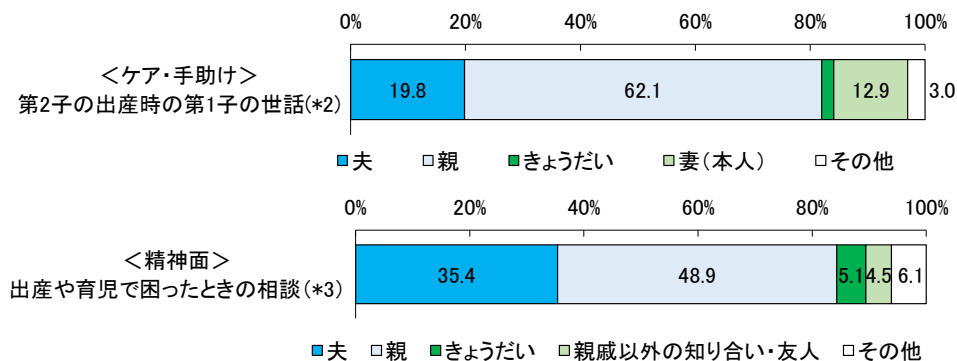
### 3. 情報、ケア・手助けや精神面での支援

情報提供を通じた支援に関しては、祖父母の知識・経験や人縁が、子・孫の教育などに役立つ。祖父母がもつ知識・経験を学んだり、祖父母の話から年長世代の生きた

時代への理解が深まること、祖父母の紹介やつながりで、他者と新たな関係が生まれることもある。

また、ケア・手助けの面では、祖父母が直接行う世話のほか、子や孫の相談相手になるなど精神面での支援がある。この傾向は、出産・子育て期の有配偶女性にとって「祖父母（親）」が重要なサポート源であることを示す調査結果からもうかがえる（図表3）。子どものいる有配偶女性が、第2子の出産時の第1子の世話や、出産・育児で困ったときの最も重要な頼り先として「親」を挙げた割合は、「夫」を含む他の選択肢を上回っている。夫の育児参加や、子育て支援制度の充実、保育所などの施設利用が進んできたなかでも、祖父母による子育ての直接的な手助けは、出産・子育て期の子や孫に対する重要な支援だといえる（注1）。

図表3 子どもがいる有配偶女性からみたもっとも重要なケア・手助けや精神面のサポート源



\*1: 下記の資料では、子どもがいる女性の出産・子育てにかかわるサポートを①～④に整理している。

- ①精神的サポート:「出産や育児で困ったときの相談」「子どもの教育・進路を決めるときの相談」「夫婦間で問題があるときの相談」
- ②世話的支持(長期):「第1子が1歳になるまでの間の平日の昼間の世話」、「第1子が1歳から3歳になるまでの間の平日の昼間の世話」、「妻が働きに出るときの子どもの世話」「妻が介護するときの子どもの世話」
- ③世話的支持(短期的・突発的):「第2子の出産時の第1子の世話」「妻が病気のときの子どもの世話」「第1子の出産時の妻の身の回りの世話」
- ④経済的支持:「経済的に困ったときに頼る人」

\*2:「第2子の出産時の第1子の世話」は上記③に該当

\*3:「出産や育児で困ったときの相談」は上記①に該当

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「第6回家庭動向調査 報告書」2020年3月より作成

#### 4. 少孫化時代の子・孫への支援～子世帯の自立を見据えた支援の重要性～

当然ながら、祖父母が行う子・孫への支援には個人差が大きい。支援の意向や必要性がないケースもある一方で、支援を行いたくても行えない人もいる。

たとえば金銭・物資の支援に関しては、自身の生活資金の見通しに不安を感じながら支援を続けている祖父母や、どの程度の支援を行うのがよいか迷っている祖父母もいるだろう。その場合は、自身の収入・資産について家計の専門家に相談する

ことが、子世帯の自立を見据えた支援を考えたり、自身の家計への安心感を得ることにつながるのではないだろうか。

一方、ケア・手助けに関しては、娘をもつ祖母の場合には特に、直接の手助けを行いたいと考える人が多い。子世帯にも、信頼や安心感などの点で、祖父母の支援に頼りたいと考える人が多いだろう。ただ、仕事や健康上の理由など、何らかの事情で祖父母が支援できなくなる事態は常に起こりうる。祖父母としては、子ども夫婦が家事や子育てで協力し合うことを尊重しつつ、必要に応じて助けるなど、子世帯の自立を見据えた支援も大切になるのではないだろうか。

#### 【注釈】

- 1) 祖父母によるケア・手助けが、若い子どもがいる時期の親にとって重要なサポート源となってきたことを示すデータは他にもある。同研究所の別の調査では、子どもが3歳になるまでに受けた祖父母からの子育ての手助けに関し、現状では2005年以降に第1子を出産した母親の約6割が自身または配偶者の母親から「日常的に」あるいは「ひんぱんに」手助けを受けたと答えている（国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査 結果の概要」2022年9月、76頁。選択肢にはほかに「ときどきあった」「ほとんどなかった」「すでに亡くなっていた」がある）。
- 2) 一般社団法人信託協会ウェブサイト「信託の受託概況（2022年9月末現在）」「信託の受託概況（2015年9月末現在）」、文部科学省ウェブサイト「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」、内閣府子ども・子育て本部ウェブサイト「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」、一般社団法人全国銀行協会ウェブサイト「教えて！くらしと銀行 Q. 孫への教育資金援助、注意すべき点はありますか？」を参照。